

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

条例（議員発議）

- 宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
（議会事務局総務課） 一
- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
（同） 一
- 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
（同） 二
- 宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例
（議会事務局議事課） 二

条 例

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 会派は、議員が県民の負託と信頼にこたえるため、次条に規定する行為規範を遵守した活動ができるよう支援に努めなければならない。

第三条第一項に次の一号を加える。

五 議員は、公職にある者としての責任と自覚を持つとともに、地位を利用し、かつ職務の適正な

範囲を超えた言動、性的な言動、名誉若しくは社会的信用を失墜させる目的で特定の者を誹謗中傷する言動又は情報発信その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

第三条第二項中「疑惑を解明するよう努めなければならない」を「事実を解明し、その責任を明確にしなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例（平成十二年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「日割」を「日割り」に改める。

第三条の次に次の三条を加える。

第三条の二 県議会議員が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会（理事会を含む。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、

当該定例会の閉会の日属する月の翌月以降に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

一 公務上の災害又は通勤による災害

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十八条第一項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること

三 出産

四 負傷又は疾病の療養であつて、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの

2 前項本文の規定は、当該県議会議員が、議員報酬を支給しないこととされた月以降に会議又は委員会（理事会を含む。）に出席した日の属する月の翌月以降の議員報酬については、これを適用しない。

第三条の三 前条の規定にかかわらず、県議会議員が被疑者又は被告人として、逮捕、勾留、その他の身体の拘束を受けたときは、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれた日までの期間

(以下「拘束期間」という。)に係る議員報酬の支給を停止する。ただし、拘束期間の始期が議員報酬の支給日の直前であることその他の理由により当該支給を停止することができない月の議員報酬については、この限りでない。

2 前項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、拘束期間の属する月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数(月の初日から同月末日までの間において県議会議員の職に就いていない期間があるときは、当該県議会議員の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数も差し引く。)を基礎として、各月における拘束期間の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 第一項の規定による議員報酬の支給停止(以下「支給停止」という。)は、当該支給停止に係る行為に関し次の各号のいずれかに該当する場合にこれを解除する。

- 一 公訴を提起しない処分があった場合
- 二 無罪の裁判が確定した場合

第三条の四 県議会議員が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める期間に係る議員報酬は支給しない。

- 一 有罪の裁判が確定した場合 拘束期間
- 二 刑の執行として刑事施設に拘留された場合 拘留期間
- 三 罰金又は科料の言渡しを受け、これを完納しないことにより労役場に留置された場合 当該労役場に留置された期間

2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、同項各号に定める期間の属する月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数(月の初日から同月末日までの間において県議会議員の職に就いていない期間があるときは、当該県議会議員の職に就いていない期間の日数も差し引く。)を基礎として、当該各月における拘束期間の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 前二項の規定により支給しないこととする議員報酬のうち既に支給された議員報酬があるときは、県議会議員は、これを返納しなければならない。

4 県議会議員が長期欠席し、第三条の二第一項本文の規定が適用された場合の期末手当の額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算出された額から、当該額に六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)前六箇月以内の期間における議員報酬が支給されなかった月数を当該基準日前六箇月以内の在職期間の月数で除して得た額を乗じて得た額を減じた額とする。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 前条の規定にかかわらず、県議会議員に基準日以前六箇月以内の期間において拘束期間があるときは、当該拘束期間に係る期末手当の支給を停止する。

2 前項の規定により支給を停止する期末手当の額は、各基準日に係る期末手当のうち、当該基準日以前六箇月の期間の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数(当該基準日以前六箇月の期間の初日から同期間の末日までの間において県議会議員の職に就いていない期間があるときは、当該県議会議員の職に就いていない期間の日数も差し引く。)を基礎として、当該基準日以前六箇月以内の期間に係る拘束期間の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

3 第三条の三第三項の規定は、期末手当の支給の停止の解除について準用する。この場合において、同項中「議員報酬」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

4 県議会議員(基準日前一月以内に任期満了等により退職又は死亡した県議会議員を含む。)が、第三条の四各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める期間の期末手当を支給しない。

5 前項の規定により支給しないこととする期末手当の額は、当該各期間の属する基準日以前六箇月の期間の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数(当該基準日以前六箇月の期間の初日から同期間の末日までの間において県議会議員の職に就いていない期間があるときは、当該県議会議員の職に就いていない期間の日数も差し引く。)を基礎として、各基準日以前六箇月以内に係る拘束期間の日数に応じて日割りにより計算した額とする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例(平成十六年宮城県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項後段、同条第二項中「異動に係る議員が署名又は記名押印した」、同項ただし書き及び同条第四項中「解散又は辞退のときに当該会派に所属する議員が署名又は記名押印した」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

宮城県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮城県議会委員会条例（昭和五十年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「及びに」を「及び」に改め、「又は記名押印」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。